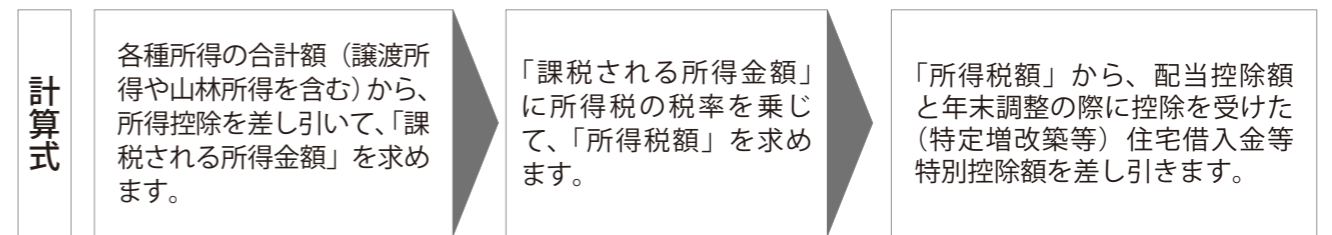


給与所得者の確定申告

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成 30 年 2 月 16 日（金）から同年 3 月 15 日（木）までです。（閉庁日（土曜・日曜・祝日等）は、相談及び申告書の受付を行っていません）

確定申告が必要な方

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。



- ① 給与の収入額が 2,000 万円を超える。
- ② 給与を 1 か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が 20 万円を超える。
- ③ 給与を 2 か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が 20 万円を超える。

※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除および基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が 150 万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が 20 万円以下の方は、申告は不要です。

- ④ 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた。
- ⑤ 給与について、災害減税法により所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた。
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている。

確定申告による所得税および復興特別所得税の納期限は平成 30 年 3 月 15 日（木）です。納期限までに現金に納付書を添えて金融機関（日本銀行歳入代理店）または住所地等の所轄税務署の納税窓口で納付してください。納付書は税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してあります。なお、金融機関に納付書がない場合には、所轄税務署にご連絡ください。その他、期限内申告に係る所得税および復興特別所得税については、指定した金融機関の口座から自動的に納税額が引き落とされる振替納税が利用できます。大変便利です。是非ご利用ください。

- (注) 1 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。
 2 納付が法定納期限（平成 30 年 3 月 15 日（木））に遅れた場合または残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。
 3 振替納税の場合には、領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

確定申告をすれば税金が戻る方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合など

※ 給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得（退職所得を除く）も申告が必要です。
 ※ それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。
 ※ 国税還付金の受け取りは、口座振込をご利用ください。

所得税および復興特別所得税の確定申告とは

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

※ 日本国内に住所を有しているか、または現在まで引き続いて 1 年以上居所を有している方（居住者）のうち非永住者以外の方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、その全ての所得について所得税および復興特別所得税を納める義務があります。
 ※ 平成 25 年分から平成 49 年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。復興特別所得税は、平成 25 年分から平成 49 年分までの各年分の基準所得税額に 2.1% の税率を乗じて計算します。また、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

町税における延滞金および還付加算金の割合の特例について

国税における延滞金および還付加算金・町税にかかる延滞金等は、下記のとおりです。

	平成 29 年 12 月 31 日までの延滞金等の割合			平成 30 年 1 月 1 日以後の延滞金等の割合			
	本則	特 例	平成 29 年中の割合	本則	特 例	平成 30 年中の割合	
延滞金	納期限の翌日から 1 か月を経過した日以後	14.60%	特例基準割合 + 7.3%	9.0%	14.60%	特例基準割合 (注) + 7.3%	8.9%
	納期限の翌日から 1 か月を経過する日まで	7.30%	特例基準割合 + 1%	2.7%	7.30%	特例基準割合 (注) + 1%	2.6%
還付加算金	7.30%	特例基準割合	1.7%	7.30%	特例基準割合 (注)	1.6%	

注 租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により財務大臣が告示する割合（各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均）に、年 1% を加算した割合

～税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp ～

問合せ先	十勝池田税務署 ☎ (572) 2171
	役場住民課住民税係 ☎ (574) 2213